



広報

# 米沢平野

第82号

令和7年4月18日



第9期 新役員20名選出 令和7年3月13日(木)通常総代会

## おもな内容

- ◆理事長あいさつ ..... 2・3
- ◆第9期新総代選出 ..... 4
- ◆第9期新役員選出 ..... 5
- ◆令和6年度通常総代会開催/令和7年度事業計画/  
定款・諸規程等の一部変更改正 ..... 6・7
- ◆令和7年度予算 ..... 8
- ◆表彰[退任総代・役員]、「土地連支部功労者」/  
維持管理組合長・維持管理組合担当職員紹介 ..... 9
- ◆令和7年度用水計画/電気料金高騰による節水・節電のお願い/  
農業用施設における事故にご注意を ..... 10
- ◆令和7年度事務局機構/新入職員紹介/  
令和7年度各種行事予定 ..... 11
- ◆伝言板 ..... 12

## 地区の概要

地区面積/8,857.95ha 組合員/5,490名

〒992-0012 米沢市金池五丁目9番5号  
☎0238(23)0015

URL : <https://www.yonezawa-heiyo.or.jp>  
E-mail : yonehei@sanae.or.jp

多面的機能支払交付金の「施工計画」に係る提出資料についてメール受付を開始しております。下記メールアドレスへどうぞ。  
E-mail : tamenyonehei@sanae.or.jp



## ご挨拶

理事長 佐 貝 全 健

令和七年度の初めにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの任期満了による役員選挙の結果、私をはじめ二十名が米沢平野土地改良区第九期役員として三月三十一日に就任いたしました。

今後四年間、六十四名の総代と共に、組合員及び土地改良区発展のために努めてまいりますので、よろしく願い申しあげます。

さて、本地域の農業農村は、農業者の高齢化や減少により、営農の継続やそれを支える農地及び農業用水の保全管理が困難になるなど、様々な問題に直面しており、農業経営及び土地改良区の運営に大きな影響を及ぼしています。一方で、自然災害は、激甚化、頻発化しており、昨年春からの渇水、また、七月の過去にない記録的な豪雨災害など、甚大な農業被害に見舞われております。

このようなことから、水利施設の豪雨対策・耐震化等の防災・減災、国土強靱化を強力に推進することは生産基盤を守るために欠かせないものであり、食料の安定生産を支える生産基盤の維持・強化が、極めて重要であり、また、農業農村整備関係予算については、農業の持続的な発展、農村の振興、多面的機能の発揮のための事業展開を

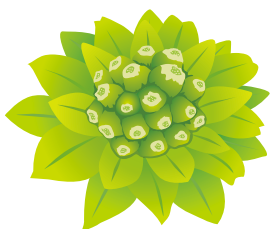
計画的に実施することが肝要であると考えます。

これらを踏まえ、令和七年度は、小水力発電事業をフルに活用するとともに土地改良区の適正な運営と円滑な土地改良事業の推進、また、人件費、物価高騰等の社会情勢を踏まえつつ、将来に向けて、財政計画を見直し、組織の強化を図りながら、地域農業を守り育て、景観維持や地域防災などの社会的役割を担う土地改良区として、なお一層の努力を続けてまいりたいと存じます。

また、山形県、市町、関係機関と連携を図り、長寿命化や災害対策が求められる農業水利施設は、計画的・効率的な補修・更新に努めてまいりますので、組合員の皆様のご理解をお願い申し上げます。

農業農村整備事業としましては、ほ場整備の亀岡西二期地区、浅川地区、荇高山一期地区、新規に荇高山二期地区、千代田地区、施設保全を行う屋代郷一地区、米沢一地区、川西東部地区、浜郷堰地区、防災減災対策による、ため池整備として間坂地区、排水路整備の大谷地地区、新規に施設保全事業の米沢平野一地区、管水路整備の浜郷堰地区、団体営事業については、排水路整備の窪田二地区、用水路整備の堀金・六郷地区、適正化事業の大坊揚水機場、虚空蔵山揚水機場について、鋭意進めてまいります。さらに、継続の調査事業については、排水路整備の柏木目地区、新規に施設整備の黒井堰地区に取り組んでまいります。

結びになりますが、健全な運営と農業農村整備事業推進のため、役職員一丸となり役割を果たしてまいります。組合員の皆様をはじめ、関係機関のご理解を切にお願い申し上げます。





# 第9期 新総代64名選出

任期満了に伴う総代選挙が執行され、立候補の届け出の結果、全選挙区無投票となり、選挙会において64名の当選が決定いたしました。

新総代の今後のご活躍をご期待申し上げるとともに、前任者各位のご尽力に対し厚くお礼申し上げます。

**任期は令和7年3月2日から令和11年3月1日までの4年間**



令和7年2月18日(火)－当選証書付与式－  
会場：山形県置賜総合支庁 講堂



## 新総代のご紹介 ※敬称略

選挙区	地区名	氏名	再/新	選挙区	地区名	氏名	再/新	選挙区	地区名	氏名	再/新	
第1区 (定数5名)	万 世	大野澤 進	再	第5区 (定数5名)	四ヶ村堰	平 祐之	再	第8区 (定数7名)	淞 郷 堰	鈴木 義朗	新	
		島軒 正幸	新			高橋 一芳	再			渡部 基司	新	
	鈴木 孝一	再	手塚 隆			再	大浦 浩一			新		
	羽 黒 川	安部平左エ門	新			本田 隆則	再		第9区 (定数11名)	両 堰	色摩 藤則	再
		武田 武	新			第6区 (定数4名)	黒 井 堰				戸田 雄市	再
佐藤 仁			新	安部 春一	再						長谷部浩一	新
豊野 隆一	再	八巻 良裕	新	佐久間英之	新							
山 上	諸橋 勝次	再	渡部 洋巳	再	寒河江清司			新				
	安部 清	新	第7区 (定数10名)	糠 野 目	市川 幹郎	再	五十嵐昭博	新				
		情野 利晴			再	安部 裕	再	斎藤 伸彦			新	
米沢南部	高山 吉典	再			佐藤 建次	新	山田 功	新				
	舟山 寿幸	再			武田 豊彦	新	阪野 博之	新				
第3区 (定数7名)	塩 井	小関 恭弘			新	屋 代 郷	竹田 剛	新			佐藤 幸夫	新
		(農)米沢あすなろ			新		瀧澤 和宏	新			寒河江喜久夫	新
	窪 田	遠藤 耕一			再		佐藤 一志	新	第10区 (定数6名)	川西東部	島津 悦郎	再
		渡部 一雄			再		新関 拓也	再			和田 和之	再
		石川 仙剛			新		佐藤 大輔	新			田代 正浩	新
相田 悦夫	新	第8区 (定数7名)			淞 郷 堰		早川 弘人	再			淀 保弘	新
	佐藤 浩		再	那須 守			新	笹木 喜一			新	
渡部 宗雄	新		佐藤 義治	新			鈴木 喜一	再				
皆川 正浩	新		佐藤 嘉一	再			合 計		64名			
近野 元七	新	沼澤 清司	再									

# 第9期 新役員20名選出

## ～ 新 執 行 体 制 ～

任期満了に伴う役員選挙が執行され、立候補の届け出の結果、全選挙区無投票となり、令和7年3月13日開催の令和6年度通常総代会において理事15名、員外理事2名、監事3名の当選が決定いたしました。その後互選会において新役員の職務分担が確定いたしました。

**任期は令和7年3月31日から令和11年3月30日までの4年間**



理 事 本 田 哲 雄 (総務)   理 事 伊 藤 作 工 門 (水利整備)   理 事 情 野 和 義 (水利整備)   会 計 担 当 理 事 鈴 木 義 郎 (総務)   庶 務 担 当 理 事 二 宮 啓 一 (総務)   副 理 事 長 大 友 学 (総務)   理 事 長 佐 貝 全 健



理 事 (員 外) 青 木 三 重 子 (総務)   理 事 木 村 正 勝 (水利整備)   理 事 遠 藤 洋 一 (水利整備)   理 事 猪 野 国 雄 (水利整備)   理 事 小 関 敏 弘 (総務)   理 事 (員 外) 樋 渡 由 美 (総務)   理 事 齋 藤 浩 紀 (総務)



監 事 吉 田 耕 造   監 事 渡 部 與 彰   総 括 監 事 朝 倉 善 則   理 事 高 橋 嘉 門 (総務)   理 事 我 妻 隆 (水利整備)   理 事 情 野 市 孫 (水利整備)

※下段は担当する委員会、未収対策委員会は理事全員をもって構成

監	監	理	理	理	理	理	理	副 理 事 長	会 計 担 当 理 事
高	黒	木	後	中	山	五	山	江	
橋	澤	村	藤	川	木	十	田	口	
頭	章	明	恒	誠	義	嵐	文	益	
仁		男	雄	一	厚	己	則	美	

お疲れ様でした  
令和7年三月三十日の任期満了に伴い九名の方が退任されました。本土改良区の運営と発展にご尽力いただきありがとうございました。心より感謝申し上げますとともに皆様の益々のご発展をお祈り申し上げます。



令和六年度

# 通常総代会開催

## 全議案原案通り可決

三月十三日(木)ブランドホクヨウにおいて、令和六年度通常総代会が開催されました。総代(現総数六十四名)五十八名の出席を得、佐貝理事長挨拶、来賓二名からの祝辞の後、議長に第一選挙区の島軒正幸総代が選任され、定款・規約・諸規程等の一部変更改正、令和七年度事業計画、一般・特別会計の予算について慎重審議の結果、全議案原案どおり可決されました。



議長を務める 島軒正幸総代

## 令和七年度事業計画の概要

### 一 施設の維持管理と水利調整

(1) 水窪ダム等共同施設の維持管理  
山形県企業局との共同施設

となっている水窪ダム等は、基幹水利施設管理事業により、東北農政局と山形県との間に締結された土地改良財産管理委託協定書に基づき山形県が維持管理を行い、県からの委託契約に基づき県の指導を仰ぎ操作点検業務を行っていく。

また、東北農政局、山形県、山形県企業局、米沢平野土地改良区による共同施設管理委員会において、水窪ダム災害対策現地本部設置基準を設け災害等の緊急時に於ける円滑な対応を行う。

- (2) 県営基幹水利施設管理事業 事業費 七七、六八〇千円
- (3) 水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)(新規) 事業費 四五、〇〇〇千円
- (4) 水利施設管理強化事業 事業費 一〇八、七〇五千円
- (5) 維持管理適正化事業 事業費 五二、八〇〇千円
- ① 幹線施設 二施設

### 二 農業農村整備事業の推進

- (6) 維持管理組合との連携強化を図り、かんがい期の用水確保と計画的かつ効率的配水に万全を期す。
- (7) 干ばつ時には、在来施設の利活用による用水確保を図る。
- (8) 節水、漏水防止並びに水難事故防止の啓蒙を図る。

#### 継続

- 農地中間管理機構関連農地整備事業
- ・ 亀岡西二期地区(高島町) 事業費 五〇〇、〇〇〇千円
- ・ 浅川地区(米沢市) 事業費 六五〇、〇〇〇千円
- 農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業(中山間地域型)
- ・ 荻高山一期地区(川西町) 事業費 五〇、〇〇〇千円
- 農業競争力強化基盤整備事業(水利施設整備事業基幹水利施設保全型)
- ・ 屋代郷一地区(高島町) 事業費 八二、〇〇〇千円

- ・米沢一地区(米沢市、高畠町) 事業費 一〇〇、〇〇〇千円
- 水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)
- ・川西東部地区(川西町) 事業費 四〇、八〇〇千円
- ・湊郷堰地区(南陽市) 事業費 三九、〇〇〇千円
- 農村地域防災減災事業(ため池整備事業)
- ・間坂地区(米沢市、川西町) 事業費 一〇五、〇〇〇千円
- 農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業)
- ・大谷地地区(南陽市、高畠町) 事業費 一四四、〇〇〇千円
- 農業競争力強化農地整備事業
- 農地整備事業(中山間地域型)
- ・苜高山二期地区(川西町) 事業費 一一〇、〇〇〇千円
- ・千代田地区(高畠町、川西町) 事業費 八〇、〇〇〇千円
- 農村地域防災減災事業(特定農業用水路等特別対策事業)
- ・湊郷堰地区(南陽市、高畠町、川西町) 事業費 五〇、〇〇〇千円
- (2) 団体営事業
- 農村水路等長寿命化・防災減災事業
- ・窪田二地区 事業費 八、〇〇〇千円
- ・堀金・六郷地区 事業費 二二、〇〇〇千円
- (3) 調査計画事業
- 農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業)調査計画事業
- ・柏木目地区 調査費 四、七〇〇千円
- 水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)調査計画事業



・黒井堰地区

調査費 六、二〇〇千円

三 多面的機能支払交付金等

(1) 各活動組織へ指導助言を行っていく。

(2) 耕作放棄地対策として、二市二町の地域協議会の構成員として参画し、解消に努力する。

四 二十一世紀土地改良区創造運動の継続と趣旨普及

(1) 広報の発行、配布並びに愛称「水土里ネット米沢平野」の普及を行う。

(2) ホームページによる情報発信を継続していく。

(3) 住民参加型活動(施設めぐりなど)を実施していく。

(4) 土地改良区及び土地改良施設の果たしてきた役割の紹介を行っていく。

五 財政・運営

本土地区改良区の財政運営に

ついては、財政計画(令和六年度から令和十年度)に基づいて財務状況を正確に把握し、将来に向けた各種積立を計画的に行う。また、令和七年度の当初予算については、

施設の老朽化による管理費・補修費に係る経費の増加や燃料価格・電力料金などの高騰により財政収支が厳しいなか、各種事業(県営基幹水利施設管理事業、水利施設管理強化事業等)を積極的に取り組み、区費負担の抑制を図る

とともに小水力発電の売電収入等により、所要財源の確保に努めていく。  
経常賦課金は、十a当たり四、四〇〇円とし、経常的経費の節減を図りつつ、賦課金の完納を目標に収納率向上と未収対策に努力していく。

定款・諸規程等の一部変更改正

定款の変更

第六条第一項(公告の方法)

・ 行政庁の指導により

第二十四条第一項及び同条第五項、同条同項に係る別冊調書(一)(経費分担の基準)

・ 台帳整備による小字の追加及び筆数の訂正

第二十六条第一項(負担金及び分担金)

・ 償還が完了した事業(塩井地区)の削除及び新たに実施する事業(千代田地区)の追加

第二十六条第三項及び第二十八条の三第一項(負担金及び分担金・特別)

・ 新たに実施する事業(米沢平野一地区、千代田地区、湊郷堰地区)の追加

諸規程等の一部改正

◆会計細則(一部改正)

第二条(会計主任等)、第四条(会計帳簿等の管理)、第五条(帳簿等の保存及び処分)、第六条(借入手続書類の写しの保存)、第十四条(賦課金等の手続)、第十五条(賦課金等の領収)、第十六条(領収証交付後の手続)、第三十条(残高の照会)

・ 行政庁の指導及び実態に即した条項に改めるため

◆農地転用決済金の管理に関する規程(一部改正)

第三条(使途)

・ 実態に即した条項に改めるため

◆畑地化協力金徴収規程(一部改正)

第七条(処理及び管理)

・ 実態に即した条項に改めるため

規約の一部改正

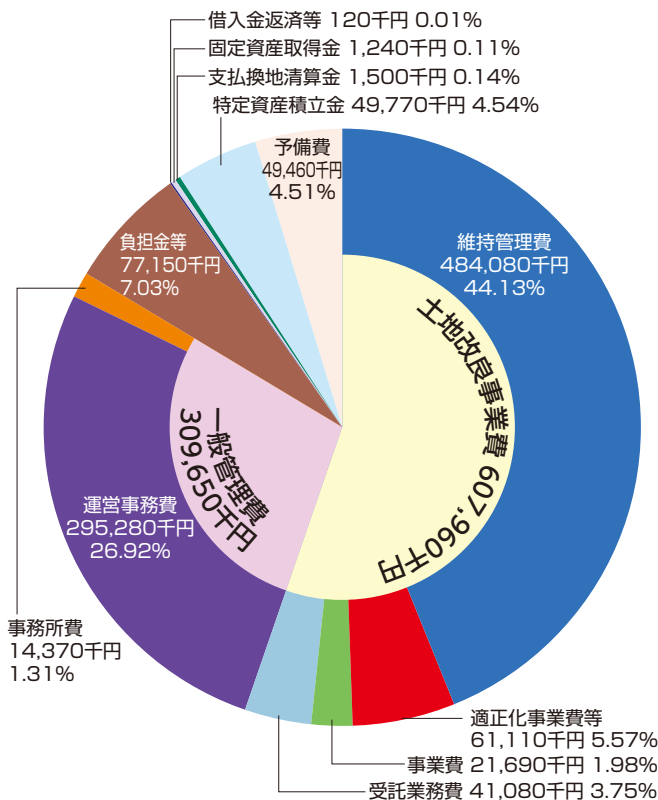
第十九条(理事会の付議事項等)、第五十一条(農用地利用集積計画作成の申出)、第六十一条(電磁的方法)

・ 行政庁の指導により

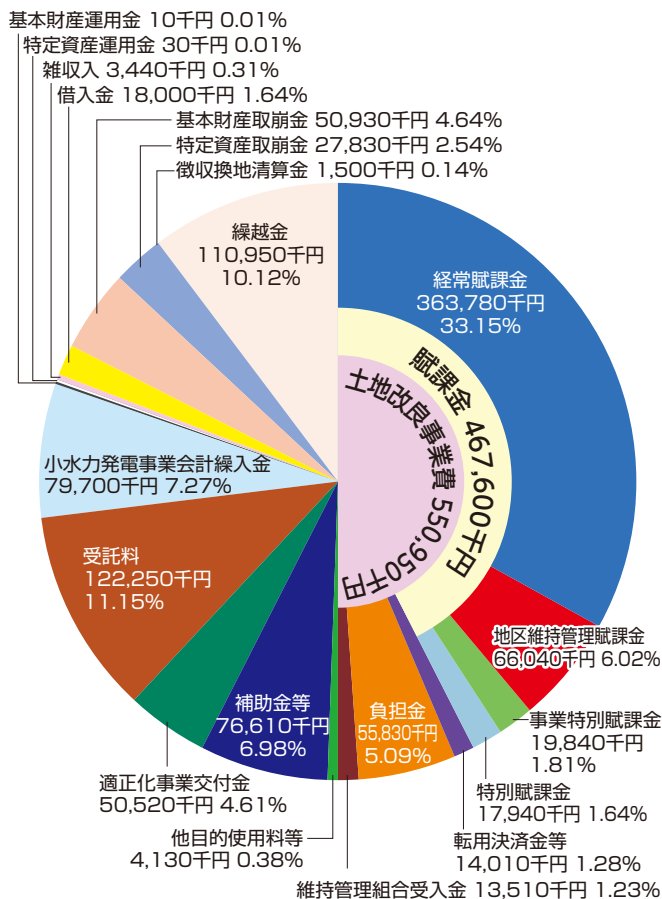
# 令和 7 年度 予 算

## 一般会計 1,096,850千円

### 支 出

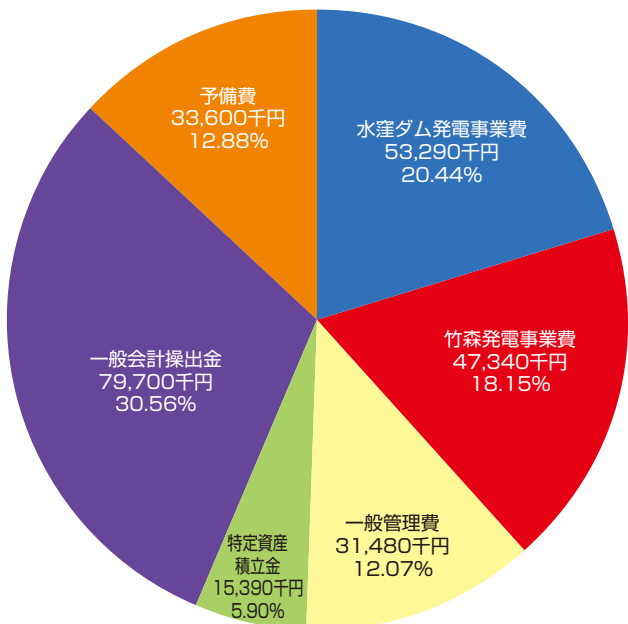


### 収 入

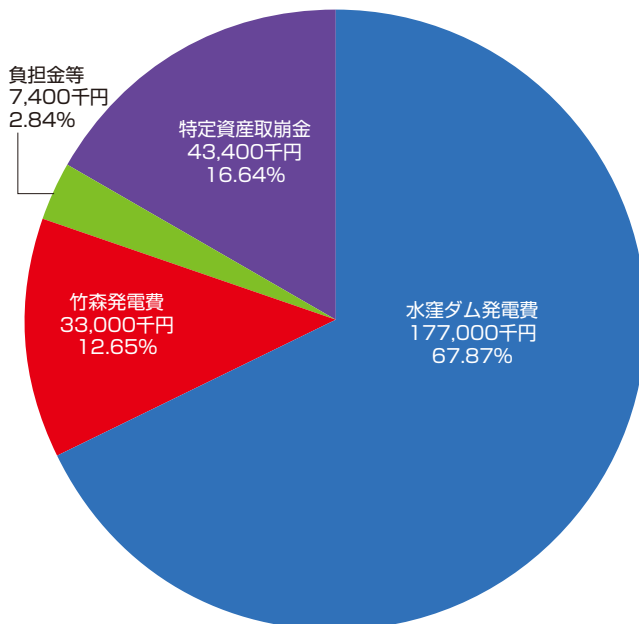


## 特別会計 小水力発電事業 260,800千円

### 支 出



### 収 入





## ～表彰状・感謝状贈呈～

3月13日(木)開催の令和6年度通常総代会において、米沢平野土地改良区の運営と発展並びに土地改良事業推進に貢献された功績に対し、次の方々に表彰状または感謝状が贈呈されました。

表彰状 ～役員及び総代 在任12年以上～					
役職名	氏名	通算年数	経歴		
副 理 事 長	江 口 益 美	24	役員16年、総代8年、組合長4年		
理 事 事	五十嵐 克己	16	役員4年、総代12年、組合長4年		
理 事 事	山 木 義 厚	12	役員8年、総代4年、組合長4年		
理 事 事	中 川 誠一郎	12	役員12年		
理 事 事	木 村 明 男	16	役員8年、総代4年、組合長4年		
監 事 事	黒 澤 章	12	役員8年、総代4年		
監 事 事	高 橋 顕 仁	12	役員4年、総代8年		
前総代(組合長兼務)	高 橋 源五郎	20	総代20年、組合長20年		
前総代(組合長兼務)	我 彦 正 福	20	総代20年、組合長16年		
前 総 代	佐 藤 嘉 隆	12	総代12年		
前 総 代	佐久間 二郎	12	総代12年		



表彰状贈呈



感謝状贈呈

感謝状 ～役員 在任8年以上～			
役職名	氏名	通算年数	経歴
会 計 担 当 理 事	山 田 文 則	12	役員8年、総代4年

このたびの総代及び役員改選により、総代34名、役員9名の方々が退任されました。本土地改良区の発展にご尽力いただきましたことに感謝申し上げるとともに、皆様の益々のご発展とご健勝を心よりお祈り申し上げます。



表彰状・感謝状贈呈

おめでとうございます

写真上段右より  
 庶務担当理事 大友 文 学  
 会計担当理事 山田 啓一  
 理事 山木 義厚  
 理事 二宮 啓一

写真下段右より  
 監事 黒澤 章  
 理事 木村 明男  
 総務課庶務係 皆川 雪絵

土地連置賜支部  
 功労者表彰

令和七年二月二十五日(火)長井市「タスパークホテル長井」において、令和六年度山形県土地改良事業団体連合会置賜支部通常総会が開催され、長年に亘り土地改良事業の発展に尽力された功績に対し、当土地改良区より役員六名、職員一名が表彰されました。

## 16維持管理組合の組合長を紹介します

維持管理組合役員改選に伴い、各維持管理組合長が次のとおり決定しました。また、維持管理組合担当職員は次のとおりですのでよろしくお願いいたします。

維持管理組合役員の任期は令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間

維持管理組合名	組合長氏名	担当職員氏名	維持管理組合名	組合長氏名	担当職員氏名
万世維持管理組合	大野澤 進	金子 瞭	和田維持管理組合	横山 政宏	大浦 歩夢
梓川維持管理組合	鈴木 孝一	金子 瞭	四ヶ村堰維持管理組合	平 祐之	大浦 歩夢
羽黒川維持管理組合	須藤 真則	太田雄一郎	黒井堰維持管理組合	佐藤 利宏	竹田 弘樹
片子大堰維持管理組合	豊野 隆一	太田雄一郎	糠野目維持管理組合	金子 卯一	金子 瞭
山上維持管理組合	安部 清	松田 誉史	屋代郷維持管理組合	竹田 昭二	金子 瞭
米沢南部維持管理組合	情野 利晴	松田 誉史	沁郷堰維持管理組合	佐藤 嘉一	大浦 歩夢
塩井維持管理組合	小関 恭弘	竹田 弘樹	両堰維持管理組合	阪野 博之	竹田 弘樹
窪田維持管理組合	遠藤 耕一	松田 誉史	川西東部維持管理組合	島津 悦郎	松田 誉史

# 令和 7 年 度 用 水 計 画

米沢平野土地改良区水利調整規程に基づく各水系の配水計画は、水利権や各維持管理組合から聴取した計画等により適期・適正な水利調整を行います。組合員の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 通水期間

- 代かき期 5月6日～5月25日**
  - ・耕耘状況を見ながら通水します。
- 普通かんがい期 5月26日～9月10日**
  - ・田植え後から落水まで、水稻の生育に必要な用水を通水します。
  - ・7月には中干し時期に合わせ用水調整を行います。
  - ・水稻の出穂時期に合わせ、普通期最大の通水を行います。

## 許可水利権

河川などから取水して使用する権利で河川管理者の許可を要します。河川法に基づき、河川管理者の許可により生ずる権利が「許可水利権」となります。

取水量は、季節や時期によって必要量が異なり代かき期、普通かんがい期の取水量や年間の総取水量も定められています。

組合員の皆様には、限られた水資源の有効利用と効率的な水管理をお願いいたします。

## 施設点検・維持管理

- ①ゲート及び通信設備点検
  - 4月上旬より順次実施
- ②堰上げ
  - 4月中旬より
- ③国土交通省関連
  - 四ヶ村堰頭首工
    - 試験通水 4月下旬
  - 湊郷堰揚水機場
    - 試験運転 4月下旬
- ④維持管理及び補修
  - 水利施設全般にわたり機能発揮に努め、施設補修等が必要な場合は、早急に対応します。
  - 主要施設及び幹線水路沿いの草刈りは、年2回実施します。

## 干ばつへの対応

ダムの放流は計画的に行っていますが、異常気象によりダムの貯水状況や河川の流況が大きく減少した場合は、ダムの放流量調整を実施します。実施する際は、チラシ等で組合員にお知らせします。

また、各維持管理組合より管内の状況を聞き取り、必要に応じて災害対策本部設置の検討、在来施設の活用や仮設及び臨時揚水機等の対策を講じます。

## 維持管理委員会の開催

適期排水調整及び施設の管理全般を協議します。

第1回……4月上旬開催予定  
以降、必要に応じて開催します。

各維持管理組合においても、適正な用水配分や維持管理を行うために細部にわたって検討を行います。

～米沢平野土地改良区ホームページ「用水状況」より”水窪ダムの用水状況”について紹介しております～

## 農業用施設における事故にご注意を・・・

農業用水路等には、通年水が流れていたり、ため池にも近づくことができます。また、かんがい期間の5月から9月は、特に水量が増え小さな水路でも流れが速く大変危険です。

ご家庭の周りに危険な水路、農業用水利施設がないか確認していただき、ご家族や地域の皆様からもお声かけをお願いいたします。



## 電気料金高騰による節水・節電のお願い

近年の電気料金高騰により、特に揚水機場に要する維持管理費への影響が大きく、土地改良区をはじめ各維持管理組合の負担が大幅に増加しています。

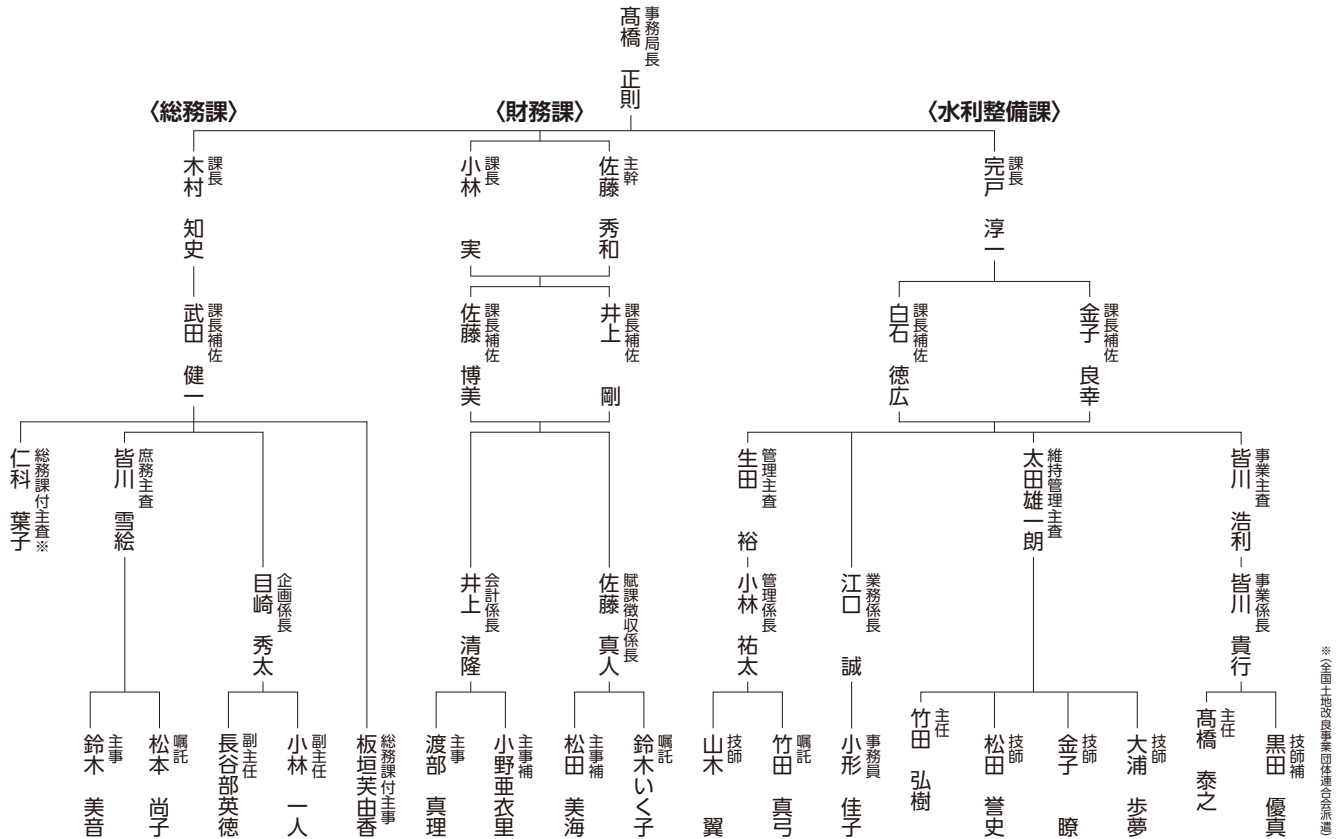
つきましては、天候状況や水稻の生育状況に適した用水需要に応じて、揚水機のきめ細かい運転管理に努めてまいりますので、これまで以上の節水・節電の取り組みにご理解とご協力をお願いいたします。



# 令和 7 年度 事務局機構

本年度は下記により業務を行いますのでお知らせいたします

◎お問合せやご相談がありましたら、  
 総務課・財務課 0238-23-0015  
 水利整備課 0238-23-3070  
 管理係(中央管理所) 0238-37-8011 までお願いします。



令和七年三月三十一日付  
**退職者**  
 我妻 晃子 さん (前企画係長)  
 今後のご健康とご活躍をお祈りいたします

- 総務課**
- 庶務係
    - ・定款・規約・諸規程に関する事
    - ・職員等の人事、給与、服務に関する事
    - ・収支予算に関する事
    - ・総代会及び理事会並びに選挙に関する事
    - ・監事会及び監査に関する事、など
  - 企画係
    - ・研修に関する事
    - ・広報に関する事
    - ・換地計画等の誤謬に関する事
    - ・多面的機能支払交付金に関する事、など

- 財務課**
- 会計係
    - ・支払に関する事
    - ・各会計の決算に関する事
    - ・現金、預金の運用管理に関する事、など
  - 賦課徴収係
    - ・賦課徴収及び出納に関する事
    - ・滞納賦課金の督促及び処分に関する事
    - ・組合員の資格喪失に関する事
    - ・地区除外、加入関係、など

- 水利整備課**
- 管理係
    - ・中央管理所操作室での遠隔操作による水の管理
    - ・小水力発電事業に関する事、など
  - 業務係
    - ・土地改良施設の管理、処分及び他目的使用に関する事
    - ・所管関連支払に関する事、など
  - 維持管理係
    - ・土地改良施設の管理に関する事
    - ・農用地及び農業用施設災害復旧事業に関する事
    - ・維持管理に関する事、など
  - 事業係
    - ・農業農村整備事業の企画及び推進に関する事
    - ・国、県、団体営土地改良事業の調査、計画、施工に関する事、など

- 令和七年度 各種行事予定**
- 令和七年四月下旬
    - ・水窪ダム水神祭
    - 令和七年六月中旬
      - ・役員実務研修
    - 令和七年八月上旬
      - ・役員合同研修会
    - 令和七年八月下旬
      - ・第二十六回 米沢平野管内農業用水施設めぐり
    - 令和七年九月上旬
      - 『水とくらしの歴史発見』
    - 令和七年九月下旬
      - ・総代研修
    - 令和七年九月下旬
      - ・第一回臨時総代会
    - 令和七年十月下旬
      - ・水窪ダム災害訓練
    - 令和七年十月下旬
      - ・水窪ダム環境美化活動
    - 令和七年十月下旬
      - 『クリーン作戦』
    - 令和七年十月下旬
      - ・水窪ダム収穫感謝祭
    - 令和七年十一月下旬
      - ・二十一世紀土地改良区創造運動「PR活動」農業まつり等へ参加
    - 令和七年十一月下旬
      - ・役員・維持管理委員会合同研修
    - 令和八年三月中旬
      - ・通常総代会

**新規採用職員紹介**

令和七年四月一日付



おおoura あゆむ  
大浦 歩夢  
水利整備課維持管理係  
(高島町)



まつだ みう  
松田 美海  
財務課賦課徴収係  
(山形市)

よろしくお願ひします！



# 伝 言 板

賦課金等の各支払いは「コンビニでの納付が可能」となっておりますので、下記までお問い合わせください。  
 財務課賦課徴収係 TEL 0238-23-0015

## ◎令和 7 年度の賦課期日及び納入期限

期 別	賦課期日	口座振替日	納入期限	賦課基準日
第 1 期	令和 7 年 7 月 10 日	令和 7 年 7 月 25 日	令和 7 年 7 月 31 日	令和 7 年 4 月 1 日現在の土地原簿記載面積により賦課します
第 2 期		令和 7 年 10 月 24 日	令和 7 年 10 月 31 日	

### ■賦課金は納入期限内にお願いします

土地改良区の賦課金は、施設の維持管理費や事業の償還金となる重要な運営費です。賦課金を滞納されますと、土地改良区の運営に支障をきたし、組合員間に不公平等が生じることとなります。

賦課金の滞納は法に基づき滞納処分(預金、不動産の差押等)を実施する場合がありますので、期限内の納入にご協力をお願いします。

### ■賦課金の納入は便利な口座振替をご利用ください

- ◎賦課金納入のために、土地改良区及び農協窓口へ行く手間が省けます。
- ◎一度手続きしますと、納入忘れが防げます(納入期限の前に残高確認をお願いします)。

## 資格変更・農地転用・施設使用等の届出は組合員の方の義務です!

- ◇組合員資格に移動がある場合  
 公共機関(市町、農業委員会、法務局等)及び農協等の手続きだけでは、土地改良区の組合員名簿及び土地台帳等は変更されません。移動がありましたら、速やかに届出してください。  
 ◎農地の移動(売買、賃貸借、交換等) ◎農業者年金受給等による経営移譲  
 ◎死亡または生前一括贈与による名義変更 ◎住所、氏名、法人名義等の変更
- ◇農地を転用する場合(公共用地に買収された時も届出が必要)  
 ◎公共用地(道路、水路)への買収による転用 ◎田から宅地等への転用  
 ※転用に伴う地区除外申請は、手続きに2~3ヶ月かかる場合があるため、早めにご相談ください。
- ◇土地改良施設を利用する場合  
 ◎雨水排水や合併浄化槽処理水の放流  
 ◎土地改良施設用地を出入り口等他目的に使用



### ■滞納賦課金は新資格者が負担

農地の移動(売買等)において、その土地に滞納賦課金がある場合、土地改良法の規定により、新資格者に滞納賦課金が承継され、支払う必要が生じますのでご注意ください。

### ■土地原簿(名寄)の確認について

賦課金の基準となっている台帳(組合員の皆様 1 人 1 人の賦課されている土地の所在、地積、賦課種目等が記載されたもの)を確認することができます。  
 確認する場合は、印鑑、身分証明書をご持参のうえ当土地改良区窓口にて申請をお願いいたします。なお、組合員本人以外の方が申請する場合は委任状が必要となります。

【申請書、委任状は当土地改良区ホームページよりダウンロードもできます。】

